

第5節 化学物質による環境問題への対応

1 ダイオキシン類対策の推進

(1) 環境中におけるダイオキシン類濃度の常時監視について

現況

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視を行っています。

課題

平成14年度にダイオキシン類による底質汚染が確認された水俣地区においては、汚染底質の除去が完了するまでは、水質監視調査を継続する必要があります。

取組

平成17年度より4か年計画を策定し、調査を行っています。平成19年度は、八代・芦北・球磨地域において調査を実施し、熊本市でも毎年調査を実施しています。

平成19年度の調査結果では、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌については、全て環境基準を達成しました。また、水俣港に堆積したダイオキシン類を含む底質については、平成20年度から除去工事が進められる予定です。

表1-5-1 平成19年度のダイオキシン類環境調査概要

| 調査名 | 調査地点数 | 環境基準超過 |
|-------------------|--------------------|--------|
| 大気調査 | 20 (15) | 0 |
| 公共用水域水質調査 底質調査 | 17 (10) 15 (10) | 0 0 |
| 地下水調査 | 14 (9) | 0 |
| 土壌調査 | 20 (10) | 0 |

* () 内は熊本市実施

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者に対する規制の概要

現況

法第28条の規定では、特定施設の設置者は排出される排ガス、排水（廃棄物焼却炉にあっては、ばいじん、燃え殻を含む）のダイオキシン類の測定（以下「法定自己検査」という。）を毎年1回以上行い、その結果を知事へ報告し、知事はその結果を公表することとされています。平成19年度末の県内の法定自己検査対象施設数は、169施設（うち大気基準適用施設が161施設、水質基準適用施設が8施設）でした。

課題

年度よって排出基準を超過する施設が見受けられるため、指導の徹底を図る必要があります。

取組

排出基準を超過した施設が発覚した場合、施設の使用を停止するとともに改善対策を行うよう勧告を行い、改善対策完了後の設置者による再測定の結果が基準を下回っていることを確認するようにしています。廃棄物焼却炉については、ばいじん、燃え殻についても、基準等に基づき適切に処理するよう指導を行っています。なお、未報告施設に対しては、平成17年9月14日付けで施行されたダイオキシン類の簡易分析法の普及と併せて、法定自己検査の実施と県への報告を強く指導していくこととしています。

また、平成19年度法定自己検査の結果については、県のホームページに掲載しています。

2 環境ホルモン対策の推進

現況

環境ホルモン（正式名は外因性内分泌かく乱化学物質）は生態系に深刻な影響を及ぼす危険性が指摘されており、環境保全上の重要な課題となっています。

環境省は、この問題に対応するため、平成10年5月に「環境ホルモン戦略計画SPEED '98（2000年11月改訂）」を策定し、調査・研究などへの対応を開始しました。また、平成17年3月にはこれまでの調査結果をもとに「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について - ExTEND2005 - 」がとりまとめられ、今後の調査・研究及び情報提供等についての方針が策定されました。

本県では、国が評価方法を示した際に、迅速な対応がとれるよう、平成19年度は県南及び熊本市地域で、河川の水質調査を実施しました。

課題

環境ホルモンについては、科学的知見が不足しており、内分泌かく乱作用の強弱やそのメカニズムについては十分解明されていない状況にあり、測定値の評価がスムーズに行える状況ではありません。

また、環境ホルモンの分析は、極微量分析であり、多額の費用と時間を要するため、県下の実態を把握するには時間がかかる状況にあります。

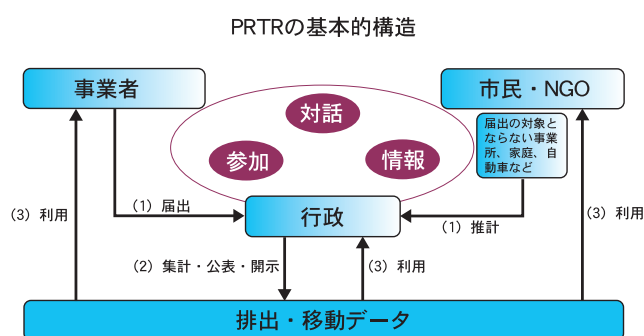
取組

平成19年度は、環境ホルモンとして疑われている65の物質のうち、これまでに魚類に対して内分泌攪乱作用が認められた4物質（ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールA、DDT）について、河川17地点（県南7，熊本市10）で調査を実施しました。その結果、全て不検出でした。

3 PRTRデータの概要～化学物質の排出量・移動量の集計結果～

現況

PRTR法（正式名：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質を「第一種指定化学物質」として定め、一定の要件を満たす事業者は、それらの物質に関する環境への排出量や移動量などを毎年度、都道府県知事経由で国（事業所管大臣）に届け出ることとされています。また、国はそれらのデータを集計して公表することとされています。



課題

対象事業場を確実に把握し、届出の徹底及び化学物質の適性管理など、事業者に対して適正な指導と監督を実施するとともに、県民に対しても積極的に情報を提供し、また住民と事業者とのリスクコミュニケーションを積極的に推進し、市民、事業者、行政が協力して化学物質対策を進めていくことが必要です。

取組

平成13年4月から事業者による対象化学物質の環境への排出量等の把握が開始され、平成14年4月から対象事業者による届出が始まりました。平成18年度における対象化学物質の排出量等の熊本県分集計結果の概要は次のとおりでした。

届出事業所数は647件、届出物質数106、排出・移動量の合計は4,478トン（全国の0.95%）であり、排出・移動量の合計は平成13年度以降横ばい状態であり、大きな変動はありません。

取り扱いの過程で大気や水、土壌などに出ていく排出量（届出排出量）は、2,825トンで全国の1.15%を占めており、排出先は、大気に2,692トン、公共用水域（河川、海域等）に132トンとなっています。ガソリンや塗料などに含まれるトルエンやキシレンの排出量が多くなっています。

なお、国の公表の詳細については、インターネットで見ることができます。

(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>)

4 有害大気汚染物質に対する取組み

現況

平成9年4月に大気汚染防止法が改正・施行され、低濃度であっても長期的に暴露されると発がん性等の健康影響の可能性があるとされる「有害大気汚染物質」の規定が追加されました。対象化学物質234物質が指定されましたが、中央環境審議会はヒトへの健康リスクが高く優先的に取り組むべき物質としてベンゼン、トリクロロエチレン等22物質を優先取組物質として設定しました。その中で、ヒトの健康被害を防止するため排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが指定され、また平成13年4月にはジクロロメタンが追加され、現在はこれら4物質に環境基準水銀等、7物質に指針が設定されています。（ダイオキシン類については平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類は同法により規制されています。）

課題

有害大気汚染物質の環境濃度については、現在問題にすべき状況ではないが、今後大陸からの移流等による影響について継続的に調査する必要がある。また、発生源対策として、工場、事業場等からの排出抑制指導を実施する必要があります。

取組

本県では、大気環境中の現況濃度を把握するため、平成19年度は優先取組物質22物質のなかで測定方法が確立している19物質（ダイオキシン類を除く）について、一般環境熊本市（1）、玉名市（1）の2地点、道路沿道熊本市（2）、八代市（1）3地点及び発生源周辺水俣市1地点において、年12回の調査を実施しました。優先取組物質のうち大気汚染防止法に基づき環境基準が設定されているベンゼン等4物質については、全て環境基準を達成しています。また、九州地方各県では、平成20年度から調査結果の解析を含めて、連携を図っていくこととしている。